

# 紀州時代吉宗史の再構成

## —『南紀徳川史』歴史像の克服—

藤 本 清二郎

はじめに

かつて一九九五年年初からNHK大河ドラマ「第八代將軍吉宗」が放映された。これに先立ち、紀州藩家老三浦家文書<sup>①</sup>を調査したところ「源六」「新之助」という八代將軍徳川吉宗の幼名が史料に頻出していた。筆者は幼少時代・紀伊徳川藩主時代の史料を紹介して、『南紀徳川史』<sup>②</sup>によるのではなく、その時代の同時代史料で吉宗像を構成する試みを行った<sup>③</sup>。これが歴史学研究の方法であることは言うまでもない。

ところで、『南紀徳川史』には、第五代將軍徳川綱吉が紀伊家訪問の際、末子の新之助（吉宗）は長兄・次兄とは区別されて、すぐには御目見ができなかった。しかし同席老中大久保氏の計らいで謁見できたとのエピソードが載せられている（これもドラママ化された）。三浦家文書の中には当日の謁見場所、手順を詳細に記した文書も含まれており、上記エピソードが誤りであることはすでに約二〇年前に明らかとなった。『南紀徳川史』のみに依拠するのは

ない、諸史料を駆使した歴史学研究成果は本誌やその他の学術書で公開された。筆者以外の研究者も『南紀徳川史』の限界について同様の指摘を行っているが、<sup>4</sup>残念ながら「ローカルな」学術成果は、一般市民の世界において受容されていない面がある。<sup>5</sup>

ドラマ・フィクションは論外としても、歴史学研究においても吉宗「正史」については、母の出自、姓名等、べー  
ルに包まれた部分が多く、検討課題は多く残されている。また徳川頼宣をはじめとする紀伊徳川藩主やその家族の  
参勤交代の移動期日や通行路については、先に『南紀徳川史』に加え、三浦家文書を用いて検討を加えたことがあ  
る。<sup>6</sup>その後吉宗の移動、所在地(江戸か和歌山か)について点検したところ、『徳川実紀』では江戸にいるはずなのに  
『南紀徳川史』では帰国しているという重大な問題が発見された。そこで、先稿を再検討する必要が生じた。

本論では、三浦家文書「年中日記」や紀州街道泉州信達宿本陣角谷家や吉宗ゆかりの松林寺・養源寺に所蔵され  
てきた史料<sup>7</sup>、既刊史料など多様な史料を用いて、吉宗に関する『南紀徳川史』の記事を点検して誤りを正し、さら  
に不明であった事実を説明して、紀州時代の吉宗についての歴史像を再構成する。

## 「一」分家大名の成立

### (一)朱印状の発給

吉宗は元禄一〇年四月の綱吉お成りの際に、兄長七とともに、越前国で新知行三万石の分家大名に取り立てられ  
た。『南紀徳川史』では、兄長七(頼職、内蔵頭)については次のような記事がある(五〇八―五〇九頁)。

#### 〔史料1〕

(前略)於御前新地三万石御拝領、於御成書院御盃頂戴、  
(綱吉)

此節主税頭様ニモ新地三万石御拝領

①「越前国丹生郡之内五十六箇村高三万石「目録在別紙」事充行之、全可令領地之状如件、

元禄十年五月十五日

○ 御朱印

松平内蔵頭殿

②「目録

越前国丹生郡之内 五十六箇村

有定村・下田村(以下略)

高合三万石

右今度郡村ノ帳面相改、及上聞所被成下御朱印也、仍執達如件、

元禄十年五月十五日

<sup>(老中)</sup>土屋相模守 政直花押 (ほか三名略)

松平内蔵頭殿

右領知受取として山口御代官所神谷与一右衛門被遣、御代官に被命、七月一日若山出発(以下略)

①②「」の部分を除いて、『南紀徳川史』编者堀内信の叙述部分である。①②は編纂時に存在した文書の引用である。

一方、新之助(吉宗、頼方)については、「二四月十一日封為列侯食邑三万石 在越前丹生」という、堀内が記した網文のような叙述のみで、長七のような叙述・文書引用はない。その代わりに「はじめに」でふれたエピソードが紹介されている。吉宗に関しては領地朱印状も目録も不明で、あいまいである。しかし、新知朱印状の発給について三浦家文書「年中日記」には次のように記されている。

「史料2」六月九日(元禄一〇年へ一六九七)

一(前略)水野志摩守方々書状到来候、当月三日左京様御登城候様ニと前日御老中より申來、御登城候處、於白書院、内藏頭様・主税頭様御領知之御朱印、阿部豊後守殿左京様へ御渡し、御請取被成候、右御朱印ハ從宰相様加藤弥右衛門御指添爰元へ被遣候、弥右衛門儀同日江戸発足、十一日早クニ參着候筈之由、申來候、(後略)六月九日江戸にいる水野志摩守からの書状が三浦為隆の手元に届いた。その手紙によると、六月二日老中から左京(藩主光貞弟、伊予西条藩主松平頼純)に呼出があり、左京が江戸城に登城すると、老中阿部豊後守から内藏頭・主税頭兩人の新知行地の領地朱印状が手渡された。

六月三日手渡ししことは、六月一二日の記事で引用されている次の六月四日の「御城書之写」でも記されている。「史料3」元禄一〇年(一六九七)

同四日<sup>(六)</sup>

一阿部豊後守殿順阿弥ヲ以、内藏頭様・主税頭様へ御領知地御朱印、昨日出候ニ付、從御両所様為御礼御家老差越可被遊候、上々様方へ御祝儀物御差上被成候ニハ不及申候、殿様方も右之為御礼御使者御差越被遊候様ニ可申上之旨被仰聞候、以上、

文中「昨日」とは六月三日のことであり、この日内藏頭・主税頭の「御領知地御朱印」が出たと周知されている。その上で、老中阿部豊後守代理人順阿弥から、内藏頭・主税頭それぞれの家老を派遣して、朱印状発給のお礼を述べること、また紀伊藩主光貞からも御礼の使者を派遣することを指示した。なお、「御祝儀物」献上は無用とした。史料2によると左京(頼純)が受け取った領地朱印状は紀伊家江戸藩邸で藩主の留守を預かる宰相(綱教)に渡され、宰相は江戸藩邸に詰める加藤弥右衛門にそれを和歌山へ届けるように指示した。加藤は六月三日に江戸を發ち、六月「十一日早ク」に和歌山に到着予定と伝えている。

三浦為隆は史料2に続いて「右書状則御下屋敷へ持參仕、御祝をも申上」げたと記録している。すなわち三浦の

手紙は藩主光貞の元へ届けられた。六月一〇日の記事に「内蔵頭様・主税頭様方御雇之御使者伊丹新六・菅沼半兵衛、於御白書院御目見仕候由、御箱肴一種御献上」とある。朱印状が和歌山に届く前に、江戸藩邸ではすぐに江戸城へ御札に使者が派遣されたようである。「御雇」というのは、伊丹・菅沼は紀州藩の家臣であり、兩人が内蔵頭・主税頭の家臣団に組み込まれていないから、このように表現されたのであろう。阿部からの指示を受ける前に江戸藩邸(宰相)の判断で、とりあえず礼物が將軍へ献上された。

(二)朱印状の和歌山到着と領地受取

加藤が和歌山に到着後の様子を見ておこう。六月一四日の記事は次のようである。

〔史料4〕六月一四日

一自江戸加藤弥右衛門持参申候御朱印、今朝就到来、五ツ半過御下屋敷へ上下ニ而罷出候、弥右衛門御前江持参、平太夫召連罷出候、殿様御拜見、其後両少将様御長袴にて御出、拙者共も罷出候、内蔵頭様へ御朱印殿様御手自御渡被遊、御頂戴、御拜見、箱之上へ御差置、御本座へ御退、次ニ主税頭様御頂戴、御作法如初、畢而、御用達兩人出、両通之御朱印を御机之上ニ披置、拙者共初御用役迄於御前拜見仕候、

すなわち、加藤は通知された予定より遅れて六月一四日朝に和歌山に到着し、湊の下屋敷で藩主光貞に届けた。三浦為隆は五ツ半(午前九時頃)にその場に臨んだ。朱印状を受け取った光貞はまず内蔵頭へ手渡した。内蔵頭はそれを受け取り、それに目を通し、それが入っていた箱の上に置き、元の席へ戻った。ついで主税頭にも同様に手渡され、箱の上においた。ついで用達二人によって「両通之御朱印」は机の上に置かれ、家老三浦や御用役らに披露された。主税頭宛の朱印状がそこにあつたことは明らかである。

さらに同日の記事には「御朱印御頂戴為御札、江戸へ從殿様御使十人組頭大崎数馬、今日被仰付候、両少将様方御家老一人宛被遣候」とあり、老中の指示通り、將軍へ御札口上のため、光貞からの使者と内蔵頭・主税頭の家

老が一人ずつ派遣されたことがわかる。

さて、この朱印状は二通であったが、その内の一通、内蔵頭宛のものは先に引用した元禄一五年五月一五日付の朱印状である。発給は五月一五日付であるが、実際に紀伊家関係者(内蔵頭の関係者)に渡されたのは六月三日だったのである。主税頭宛の朱印状も発給され、同時に手渡された(のち和歌山に届いた)。堀内信が、一方の朱印状は実際に見て、引用したが、主税頭宛の分は見る事ができなかったから引用しなかった。ではどうなったか。おそらく吉宗が本家徳川家の養子となり、將軍職を継いだ際に、江戸へ持ち運んだために紀伊徳川家(和歌山)には残らなかったと考えられる。

知行地目録についても見ておこう。

〔史料5〕六月一二日(元禄一〇年へ一六九七)

一 両少将様御領知之御目録、去四日当番阿部豊後守殿宅にて御両所様御留守居へ御渡候、御礼御届之品、御城附相伺候処、御目録ハ御朱印ニ差添申物にて候間、曾而御届ニ不及候由、御申聞候由、

すなわち、目録は朱印状とは別に、六月四日老中阿部の自宅へ内蔵頭・主税頭の留守居役二名が呼ばれ手渡された。本来目録は領地朱印状の附属書類で同時に添えて渡されるものであるが、今回は同時ではなかった。その事情は不詳である。しかし別途のお礼が必要かとの問いに対しては、朱印状と目録は同時発給であるから別途御礼は不要とのことであった。

最後に領地受け取り手続きについてみておこう。

〔史料6〕六月一六日

御城書之写 六月六日

一 内蔵頭様・主税頭様御領知御請取被成様之儀、御勘定組頭衆へ承合申候処、御年寄中より御勘定頭衆御領知相

渡し可申候旨証文出申し被申候、右御勘定頭衆証文御両所様御家来衆へ、御勘定所より相渡申候、右証文を以御領知御請取被成候儀ニ御座候由、被申聞候、以上、

〔史料7〕六月一八日

御城書之写

六月八日

一御勘定奉行松平美濃守殿被申聞候ハ、内蔵頭様・主税頭様御領知御請取被遊候証文、明後十日追手之内下御勘定所にて相渡可申候間、御両所様御家来四時下勘定所へ罷出候様に可申通候旨被申聞候、右御領知為御請取被遊、其節御領知支配之御代官之手代立合相渡申候由ニ御座候、御代官衆者立合不被申候由、御勘定組頭衆被申聞候、

六月六日の「御城書」では、知行地受取について紀伊家から幕府勘定組頭へ照会したところ、年寄中（老中）の「御勘定頭衆御領知相渡し可申候旨証文」が発行され、その証文は（幕府）勘定奉行所から内蔵頭・主税頭両家の家来へ渡される。この証文を持参して領地を受取ることとなると説明されている。

六月八日の「御城書」では、六月一〇日に追手門の内側にある下勘定所で渡すので、四時（午前一〇時頃）に来るようにとの指示がなされた。なお、領地引渡の際、現在領知を支配している代官は立ち会わず、その手代が立ち会うとの旨が伝えられた。これらを紀伊家に伝えたのは勘定組頭であった。

このような手筈が六月八日には整った。和歌山にこれが伝えられた、関係者が承知したのは、六月一六日、同一八日であった。おおむね一〇日遅れで情報が江戸から紀州へ伝えられている。

「二」吉宗の所在地と参勤・帰国

本章では、まず吉宗の参勤を中心とする移動、江戸・国元の所在について検討する。その上で、第三代藩主綱教・第四代藩主頼職の参勤・帰国についても検討し、先稿一覽表<sup>9)</sup>を再検討し、精緻化をはかることとする。

(一)元禄一一年の参勤とその経路

元禄一〇年に新知三万石の大名となった吉宗は兄頼職とともに元禄一一年(一六九八)二月二十九日に父光貞に伴って江戸へ参勤したことは『南紀徳川史』(a五二〇頁、b五〇九頁、c四六七頁)の記事で確認されていた。

「史料8」

a 一三月(元禄十一年戊寅)從清溪公東觀

一二月若山御発途、三月三日北伊勢通行 宮崎家旧記

b 一同十一(元禄)戊寅年三月大納言様御伴ニテ御参府

二月廿九日若山御発駕、上海道御越、三月三日北伊勢御通行被成候 宮崎家旧記

c 三月東觀、御参府ノ節三月四日松坂御着城、五日吉田へ御渡海被遊 宮崎家旧記

史料8のaは吉宗、bは頼職、cは光貞の動きを、いずれも「宮崎家旧記」によって編者堀内信が記述したものである。これらにより三人が出発地和歌山から全行程同道したかといえ、それは必ずしも明らかでない。bは上海道、cは松坂経由であることがわかる。

ではaはどのような経路であったか。「北伊勢通行」とあるが必ずしも明確ではない。この点について、信達宿本陣角谷家文書「元禄十一年二月廿九日御休 松平内蔵頭様・松平主税頭様」(冊子)<sup>10)</sup>には

「史料9」



今度内蔵頭様・主税頭様御参府之節、(中略)右両殿様御一所二同日ニ御通り、内蔵様ハ(庄屋)信左衛門へ御入、主税様ハ与右衛門へ御入、

という記載がある。二人が一緒に信達宿で休憩していることがわかる。休憩の場所は内蔵頭(頼職)が庄屋の家、主税頭(吉宗)が本陣宿年寄の家であった。

また「元禄十五年正月吉日 往来御用ニ付留書并馬借覚帳 信達角谷与右衛門」(以下「往来御用留書」と略記)<sup>①</sup>には、同年以前の紀伊家上海道通行者の名前、及び用意した馬数や調達事情等が記されている。これには次のようなメモ書きがある。

〔史料10〕

大納言様川俣御通り被遊、いせり御同道之由、

元禄十一寅二月廿九日信達御休、和歌山御立、

一松平内蔵頭様 御宿信右衛門所、一同 主税頭様 御宿与右衛門所、

此晩ハ貝塚御泊りニ御座候、

内蔵頭・主税頭は同道し、信達宿休憩(前述)、貝塚宿泊の事実とともに、松坂経由(川俣街道通行)の父光貞と伊勢(具体地名は不詳)で合流したことが理解される。『徳川実紀』元禄十一年三月一五日の記事に「十四日紀伊大納言光貞卿参府によって(中略)、○十五日大納言光貞卿内蔵頭頼職。主税頭頼方参観の拝謁あり。」とあり、江戸には三月一四日に到着したことがわかる。

この後光貞は元禄十一年八月二三日以降に吉宗を伴って帰国の途につく。『徳川実紀』元禄十一年八月二一日の条に「致仕紀伊大納言光貞卿のもとに(中略)就封のいとまたまふ。」とあり、翌二二日「主税頭頼方も同じいとまたまふ。」とある。一方『南紀徳川史』はこの記事を踏まえ、「八月帰藩頼方公護従之」「八月廿一日(中略)紀州へノ御暇

被仰出、主税頭へモ紀州へノ御暇被進御伴被遊」と記している(四六七頁)。元禄一一年の江戸発駕は八月三〇日頃と推測しておく。<sup>12)</sup>

和歌山到着に關して、『南紀徳川史』は九月八日熱田―桑名、九日白子―松坂、一〇日発という經由地を載せ、九月一日に「和歌山御着、御隠居所へ直御着座」と記している(同前)。一方、「往来御用留書」に「寅ノ九月十三日申ノ下刻ニ御下屋敷へ入」、「大納言様・主税頭様川俣御同道被遊、江戸も御登り」と二人が同道して川俣街道を通行し、九月一三日の下屋敷入りが確認される。これらは二つの記事は合致している。

## (二) 誤りの元禄一四年参勤記事

つぎに、元禄十二年については、「往来御用留書」の「松平主税頭様江戸ニ御越被為遊候段々御休之目録前」に「元禄十二卯三月晦日江戸へ御越被為遊候時、信達御休、同与右衛門方御宿」とある。この吉宗の参勤ははじめて単独であり、現在残されている関札には「三月晦日 松平主税頭休」と記されている。

この参勤、江戸滞在は元禄一五年二月迄続いた。ここで問題となるのは元禄一四年の居所地である。『南紀徳川史』では、次の記事(a五二頁、b四七〇頁)により、一見この年参勤したと錯覚させる。<sup>13)</sup>

〔史料11〕

a 元禄十四年

公十八歳

九月從清溪公東觀

b 元禄十四辛巳

七十六歳

九月東觀、將軍命杖於朝

九月若山御発、同十四日松坂御着、十五日御鉄砲被遊(中略)吉田へ御渡海 宮崎家旧記

史料11のaについて。清溪公は第二代藩主光貞のことで、「東觀」は参勤のことである。元禄一四年九月に主税頭

が光貞に従って(同道して)参勤したとの意である。一方bでは主税頭(吉宗)の同道については記されていない。「命杖於朝」は光貞が高齢ゆえ、江戸登城の際に杖を許可するということである。bの参勤については「年中日記」九月一二日の条に「大殿様今朝御立ニ付、殿様岩出迄御送ニ被成御座候」、一〇月四日の条に「昨夜八ツ時分江戸方状到来、大殿様御道中御機嫌能先月廿五日之朝五ツ時過、江戸へ御着」とあり、九月一二日、二五日の参勤行程を傍証できる。bの記事は出典が「宮崎家旧記」と明記されるのに対し、aには出典が明記されていない。編者堀内信の誤解、憶測による書き過ぎの可能性が示唆される。

さて同道したとされる吉宗についてであるが、吉宗は先述の通り、元禄一二年三月晦日に和歌山を出立し、四月一五日以降は江戸にいる。仮に元禄一四年九月に光貞に従って江戸へ行ったのであれば、その出発前に江戸から和歌山に帰国していなければならぬ<sup>15)</sup>。

しかし「年中日記」の記事によると、元禄一四年の四月二日の江戸紀伊家中屋敷に老中や譜代衆を招いた宴会に出席しており、五月七日には「八ツ半時分退出、(中略)夫方主税頭様へ参、今日御使以一種被下候御札申置、帰宿」と在江戸の三浦為隆が記録している。この頃吉宗が江戸にいることは明らかである。

とすれば、この後、九月までの間に、帰国のため將軍に暇乞いしているはずである。ふつう將軍からの帰国許可(暇)に関しては『徳川実紀』(第六編)に書かれるが、その期間、同書には該当の記事がない。一方同書には、元禄一四年六月一日「松平内蔵頭頼職参観」、また九月二五日「紀伊大納言光貞卿参府」と、兄や父の参勤は明記されている。少し下って、元禄一五年二月一二日には「紀伊大納言光貞卿に就封の事仰下さる」、同一三日「主税頭頼方も同じ」とあり、光貞に随行して吉宗が帰国することが同時に許可された。

もし、五月頃(九月までに)いったん帰国していたのであれば、帰国の許可(暇乞い)の記事があるはずであるが、それが無い。ということは、帰国の事実がなかったであろう。また「年中日記」の記録者三浦為隆は藩主綱教ニ

随行して五月二五日に和歌山に着いている。もし吉宗が在国していたならば、五月〜九月に、挨拶など主税頭の名前が出てよいはずであるが、一切見えない。また、光貞に同道するのであればそれに関する記事があってもおかしくないが、ない。つまり、a九月の吉宗記事は、そもそも堀内信の思い込みで、勘違いと考えざるを得ない。吉宗が光貞の参勤に「従」った、と書いたため混乱がおきたのである。筆者もこれに巻き込まれた。

### (三)元禄一五年〜正徳二年の参勤・帰国

その後の吉宗の帰国は、元禄一五年二月一九日江戸発、三月二日和歌山着である。これは二月二三日帰国許可(前述)がなされ、光貞に同行したものであり、川俣街道を通行した。<sup>(16)</sup>参勤は、翌同一六年四月二八日和歌山発、五月一五日江戸登城(それまでに江戸着であった(年中日記))。

元禄一六年の参勤に関し、角谷家文書「往来御用留書」には「元禄拾六未四月廿八日江戸へ御越被為遊候時、信達御休、与右衛門方御宿」とあり、上方街道を通った。なお、「元禄十六未四月廿八日和歌山御発駕」、「一主税頭様与右衛門所御休」との記載に添えて、「山口山ニ而御し、<sup>(猪狩)</sup>かり被為遊候而、御昼半ニ御入、御酒もり被遊候」と記されている。山口山は紀州・泉州の国堺の通行路にある低い山である。猪狩・酒盛りはいかにも豪快である。吉宗二〇歳の出来事である。記録はこの年だけであるが、他の参勤時にも同様なことが推測される。

さて宝永元年(二七〇四)の帰国に関しては『南紀徳川史』には記事が一切ないが、「往来御用留書」には次のような記事がある。

### 〔史料12〕

御当日宝永元申六月十六日御国入

一主税頭様江戸へ御越被為遊候時、

右之節八十五日貝塚御泊り、拾六日之御休山口御殿ニ而候、それ故信達はつれ申候、

これによって六月一六日に和歌山に到着したこと、上方街道を通行したことがわかる。この留書を記した信達本陣の与右衛門宅に「御休」は無かったが、通行したことを記録してくれており、帰国の日程を知ることができる。

さて、宝永二年（二七〇五）は大きな出来事が次々と起こった年である。まず同年四月一二日藩主綱教が亡くなり、六月一八日に頼職が紀伊家遺領（藩主）を継ぎ、八月八日に大殿光貞が亡くなり、さらに九月八日頼職が亡くなった。一〇月六日頼方が紀伊徳川家を継ぎ、吉宗と改名した。

この年の参勤は頼職が亡くなった後の九月二一日和歌山発、一〇月四日江戸着であるが、一〇月六日の襲封儀式のためであった。a『南紀徳川史』（五二五頁）、b「往来御用留書」にはそれぞれ次のような記事が記されている。

〔史料13〕

a 一九月東観

一九月廿一日紀州御立、同廿五日北伊勢御通行、十月四日江戸御着 宝鑑 宮崎家旧記

b 宝永貳年西九月廿日江戸へ御発駕御当日

一 主税頭様 信達与右衛門所御休、

史料13のaでは九月二一日、bでは九月二〇日と一日ずれている。この日付に関しては、幸いもう一点別の記録がある。町奉行配下の牢番頭仲間が日々書き継いだ「万御用控帳」（以下『城下町警察日記』<sup>(17)</sup>）と表記）には、「西ノ九月廿一日、主税様御発駕被為成候」とあり、『南紀徳川史』の記事と合致する。

その後吉宗は江戸に参勤したまま宝永七年五月迄帰国していない。宝永七年、藩主としての初帰国に関するa『南紀徳川史』（五三二頁）・b『城下町警察日記』（一五九頁）の記事は次のようである。

〔史料14〕（宝永七年へ一七一〇）

a 一四月廿七日江戸御発駕、五月六日熱田ヨリ御渡海、同日松坂着城、七日御鷹野、八日御発駕川俣通り御入

b 一五月十一日ニ殿様御入国被為成候、

史料14のaによると四月二十七日江戸発、松坂を経由して川俣街道で和歌山に到着したことは分かるが、それが何日であったかは書かれていない。bには五月一日とあり、また松林寺文書「御祈祷之札図」<sup>18)</sup>にも「今年庚寅年迄六年而和歌山之御城御入、則五月十一日御入也」とある。五月一日は確実である。

ついで、翌宝永八年(四月に改元正徳元年、一七一)の参勤について、『南紀徳川史』は「三月東観」「三月四日北伊勢御通行被遊 宮崎家旧記」(五三四頁)とだけ記されているが、『城下町警察日記』には「同晦日ニ御殿様江戸へ御発駕、御道上海道」(一八三頁)とある。この二月は大の月で晦日は三〇日である。前日二月二十九日の記事もあり、晦日ニ二十九日との認識間違いの可能性は低い。江戸着は、『徳川実紀』三月一三日の条に「紀伊中納言吉宗参府にて。井上河内守正岑して慰勞せしめらる」とあり、一三日と推測される。ちなみに、松林寺「御祈祷之札図」には「宝永八辛卯年二月廿九日江戸江御発駕」とあり、またその子長福の懐胎、着帯祈祷の関わりで、「吉宗様三月十一日ニ江戸御着以後之御懐胎」との文言が記されている。一、二日のずれがあるが参考となろう。

また正徳二年(一七二)の帰国について、『南紀徳川史』に「四月六日吉田ヨリ渡海、同日松坂御着城、七日御逗留、八日田丸へ被為成、九日御参宮、同日田丸ヨリ丹生村御止宿、川俣通御帰城被遊 宮崎家旧記」(五三五頁)とある。伊勢神宮に立ち寄ったが、江戸出立の日付、帰城の日付は不明である。『徳川実紀』四月二日の条に「紀伊中納言吉宗卿発程」とあり、『城下町警察日記』に「同(四月)十三日御殿様御機嫌能よく御入被為成候」(二一〇頁)と四月二日発、一三日着であったことがわかる。

この和歌山滞在中の正徳二年一〇月一四日に將軍家宣が死去するが、『南紀徳川史』によると葬礼終了後の同年「十一月東観」「十一月二日若山発駕、同五日北伊勢御通行、十一月十三日御着座」とある(五三九頁)。『城下町警察日

記』には「霜月二日、御殿様御発駕被為成候」（二二七頁）とあり、合致する。家宣の死去には駆けつけることができなかつた。

（四）誤りの正徳四年・同五年参勤記事

さて、その後の参勤について『南紀徳川史』（a 五四〇頁、b 五四一頁）は次のような記事を掲載している。

〔史料15〕

a 正徳四年甲午

公三十一歳

四月帰藩 是年（以下略）

b 正徳五年乙未

一三月東観 五月拜日光山廟

まず、史料15の a・b には、以前の参勤については出典として記された「宮崎家旧記」という根拠史料が示されていない。それゆえこの記事は事実でないかもしれないという疑問が生じる。仮に a・b が事実とすれば、正徳四年（一七一四）四月から翌同五年三月（日付は不詳迄、吉宗は紀州和歌山に居なければならぬ。もし江戸にいることを示す史料が存在すると、この間の紀州在国は事実でないことが証明される。

『徳川実紀』の記事を検討すると、正徳四年四月に「暇」、同五年三月に「参観」の記事は見当たらない。逆にこの期間、『徳川実紀』には在江戸を示す記事がある。次の史料はこれを抜きだしたものである。

〔史料16〕

a (正徳四年七月) 九日(中略)此ほど紀伊中納言吉宗卿病にふされしにより。

b (同年九月) 六日のいとま下さるとて。就封紀伊中納言吉宗卿に久世大和守重之。

c (同年十月) 八日(中略)増上寺御法会かはることなし。昨日のごとく物奉る大名四十八人。紀伊中納言

吉宗卿おなじ廟に詣拜あり。

d (同年十二月) 十一日寒中に

より。日光准后公弁法親王(中

略)紀伊中納言吉宗卿(中略)に

物たまはり。

e (正徳五年二月) 七日紀伊中納

言吉宗卿・尾張宰相継友卿出仕

して御けしきうかがはる。

f (同年五月十一日)紀伊中納言吉

宗卿日光山進拝の暇を給ふ。

a、eの記事は吉宗がその時江戸に

いたことを示す史料である。bによる

と九月六日に暇が出されたが、実際に

帰国した形跡はない。家宣のあと、当

時幼少の家継が將軍を継いだ、吉宗

は江戸を離れることができなかったの

であろう。<sup>(19)</sup> f は問題の期間外である

が、引き続き江戸にいたことを示し

ている。

表1 吉宗(主税頭頼方)の参勤・帰国 (改訂版)

西暦	発着年月日	移動関係	着発年月日	参帰	経由等	〔徳川実紀〕	典拠	備考
1696	元禄9.2.28	和歌山→江戸	元禄9.3.13	参	松坂経由	3.15 光貞 参勤拜謁	〔南〕	4.14 將軍 に目見
1697	元禄10.5.16	和歌山←江戸	元禄10.5.2	帰	松坂経由	4.21 光貞 就封暇給	〔年〕138 〔南〕〔留〕	光貞お供
1698	元禄11.2.29	和歌山→江戸	元禄11.3.14頃	参	上方・北伊勢	3.15 光貞 参勤拜謁	〔南〕〔留〕	光貞お供
1699	元禄11.9.13	和歌山←江戸	元禄11.8.30頃	帰	松坂経由	8.22 光貞 就封暇給	〔留〕	光貞お供
1699	元禄12.3.30	和歌山→江戸	元禄12.4.15頃	参	上方街道	——	〔年〕140 〔留〕	
1702	元禄15.3.2	和歌山←江戸	元禄15.2.19	帰	松坂経由	2.12 光貞 就封暇給	〔南〕	光貞お供
1703	元禄16.4.28	和歌山→江戸	元禄16.5.15頃	参	上方・北伊勢	——	〔年〕148 〔留〕	
1704	宝永1.6.16	和歌山←江戸	宝永1.6.(上)	帰	上方・北伊勢	——	〔留〕	
1705	宝永2.9.21	和歌山→江戸	宝永2.10.4	参	上方・北伊勢	——	〔南〕〔城〕	
1705		<家督を相続>	宝永2.10.6			10.6 襲封 仰せ		12.1 吉宗 と改名
1710	宝永7.5.11	和歌山←江戸	宝永7.4.27	帰	松坂経由	4.18 参勤 拜謁	〔南〕〔札〕	
1711	宝永8.2.30	和歌山→江戸	宝永8.3.13	参	上方・北伊勢	3.13 参府 慰勞	〔南〕〔城〕	
1712	正徳2.4.13	和歌山←江戸	正徳2.4.2	帰	松坂経由	3.22 暇	〔南〕〔城〕	
	正徳2.4.9				伊勢参宮		〔南〕〔南〕	
1712	正徳2.11.2	和歌山→江戸	正徳2.11.13	参	上方・北伊勢	11.13 参府 慰勞	〔南〕	
1716		<將軍家相続>	正徳6.4.30					

\* 典拠史料は『南紀徳川史』:〔南〕、「年中日記」(三浦家文書):〔年〕、「年」の番号は「紀州藩家老三浦家文書目録」(『紀州経済史文化史研究所紀要』第4号、1984年)による。『城下町警察日記』:〔城〕、『徳川実紀』、角谷家文書「往来御用留書」:〔留〕、松林寺文書「御祈祷之札図」:〔札〕と略記。

※注(6)前稿の第13表は廃棄する。



以上のように、『徳川実紀』の記事を検討すると、正徳四年四月に「暇」、同五年三月に「参観」の記事が見当たらないことはもとより、逆にこの期間に吉宗が江戸にいたことを証明する記事は多数あり、この期間紀州にはいなかったことが明らかである。吉宗は、正徳二年家継が將軍職を継いで以降、同六年に吉宗自身が將軍となるまでの足掛け六年間一回も帰国しなかった。『南紀徳川史』の正徳四年・同五年の吉宗の帰国・参勤記事は大きな混乱をもたらし、紀州藩の政治史研究にも負の遺産をもたらしたといわざるを得ない<sup>(20)</sup>。これらの成果を表にまとめると表1のようになる。

#### (五) 綱教・頼職

綱教・頼職の参勤交代についても点検しておこう。はじめに綱教に関して。

第三代藩主となる綱教がまだ世子の時、綱教の元禄三年の参勤に関して、a 『南紀徳川史』、b 角谷家文書「往來御用留書」には次のように記されている。

〔史料17〕(元禄二年へ一六九〇)

(元禄)

a 一同三年午御帰国ニ付、五月江戸御発駕、六月朔日北伊勢御通行四日市御泊被遊、

b 元禄三年ノ六月五日晚貝塚御泊り

一 紀伊中納言様御入国之時

右之節、安藤帯刀様御供、御先へ御越、同五日之晚信達与右衛門所に御泊り、御荷物参拾壹駄御座候、(中略) 後々ため書しるし置申候、

同様に、元禄四年の参勤に関して、それぞれ次のように記されている。

〔史料18〕

a 一同四年未二月廿六日若山御発駕、(和歌)松坂御着座、三月朔日熱田へ御渡海 以上宮崎家旧記

b 一中将様江戸へ御発駕、元禄四未二月廿七日御伴安藤帯刀様、(川俣)かばた通りヲ御通り被為成候、帯刀様者上海道被遊候、

ついで、『南紀徳川史』には元禄七年・同八年の記事がないが、元禄七年の帰国に関して角谷家文書「往来御用留書」には次のような記事がある。

〔史料19〕

一 宰相様江戸へ御登り、元禄七戌ノ初ノ五月十五日御城着、貝塚御泊り、

すなわち、元禄七年五月一日に和歌山城へ到着していることがわかる。江戸発駕は不詳であるが、慣例では貝塚伯はおそらく一四日であろう。なお帰国旅行は「御登り」と呼ばれている。

また元禄八年(二六九五)に関して、三浦家文書「年中日記」元禄八年二月二七日の記事に「此度上海道御越被遊候ニ付、太井瀬御船場へ罷出御目見仕」とあり、同年三月一八日の記事に「宰相様去十二日江戸御着」とある。この前半記事の上海道(上方街道)を行き、江戸に着いた(後半記事の)「宰相」は綱教である。<sup>21)</sup> 当年の綱教の参勤は和歌山を二月二七日に発駕し、三月一二日江戸着であったことが確認される。さらに「往来御用留書」には「元禄八亥二月廿七日、宰相様江戸へ御発駕、信達御休閑札ハ二月廿七日ニ御打被遊候」とあり、整合している。信達宿では休憩となっており、閑札が同日に掛けられた。先稿(第10表)では元禄八年の参勤が脱落していた。

次に頼職に関して。

元禄九年〜同一一年は吉宗と同様である。元禄一三年の帰国は光貞お供であり、『南紀徳川史』の記事(四六九〜七〇頁)により、八月二一日暇、二一日江戸発駕、松坂経由川俣通りであった。和歌山着は、九月二日に光貞が「和歌御宮仏殿へ御参詣」とあり(同前)、九月一日着と推定される。また元禄一四年の参勤について、『南紀徳川史』の記事(五一〇頁)には、五月二七日和歌山発としているが、江戸着が記されていない。三浦家文書「年中日記」一四五

に同日発、六月一日着が記されている。また角谷家文書元禄一四年五月二〇日「松平内蔵頭御用人書出し」(四二一六)には、五月二〇日に信達宿本陣関係者が和歌山城下の御用人屋敷まで出かけて、関札や昼食について事前相談していることがわかる。上方街道を通行したことは言うまでもない。

元禄一六年(一七〇三)帰国、宝永元年(一七〇四)の参勤については前稿から深まった点は特にない。

さて、宝永二年(一七〇五)紀伊徳川家を継いだ内蔵頭は江戸にいたが、父光貞の危篤を聞いて急遽、早駈けで帰国した。『南紀徳川史』には次のような記事がある(五一〇―一一頁)。

〔史料20〕

七月帰藩、看清溪公病

七月二十日江戸御発駕、御道中十日振ノ由ニテ、同廿五日北伊勢御通行、若山へ御入被成、宮崎家旧記(中略)明君徳備抄ニ曰ク(中略) 七月十九日ノ夜江戸発足、昼夜ノ分テモナク急ギ紀州へ馳登ラセ給フ

この記事では、江戸発足が七月の一九日か二〇日か、また和歌山到着が何日かは不明である。一方、『城下町警察日記』には和歌山到着について次のように記されている(一一五頁)。

〔史料21〕

一内蔵頭様御入部被為成候、但シ江州土山ヲ廿七日朝御立にて、夫方ハ御宿りなしニ、廿八日ニ七ツ半ニ御下(西七月廿八日)屋敷へ御入被為成候而、四ツ前ニ御本丸へ御着座被為成候、御はやがけ故、手回りの御伴中計(中略)、但シ(午前〇時頃)昼ノ四ツニ大坂ノ御船上リ、同七ツ半ニ下やしきへ御入被為成候、是も山口ノ御殿ニて御伴中ヲ御待被成(午後五時頃)候故、御延之由ニ承り候、

これによれば七月二十七日土山經由、二十八日午前中大坂、午後五時頃に下屋敷に着いた。出発が十九日なら足掛け十日である。相当な無理である。光貞の死去は八月八日であったから、死に目には間に合ったが、この無理が

表2 綱教の参勤・帰国 (改訂版)

西暦	発着年月日	移動関係	着発年月日	参帰	経由等	『徳川実紀』	典拠	備考
1688	元禄元.5.13	和歌山←江戸	元禄元.4	帰	松坂経由	———	『南』	初入
1689	元禄2.正	和歌山→江戸	元禄2.閏正.14	参	松坂経由	閏正14 参府慰勞	『南』	
1690	元禄3.6.6	和歌山←江戸	元禄3.5	帰	上方・北伊勢	4.29 就封暇給	『南』「留」	
1691	元禄4.2.27	和歌山→江戸	元禄4.3.14頃	参	松坂経由	3.15 参勤拜謁	『南』「留」	3.26 宰相 任官
1692	元禄5.(9)	和歌山←江戸	元禄5.9	帰	松坂経由	9.2 暇給		
1693	元禄6.2.26	和歌山→江戸	元禄6.3.10	参		3.10 参府慰勞	『南』	
1694	元禄7.5.15	和歌山←江戸	元禄7.(5)	帰	上海道	4.14 就封暇給	「留」	
1695	元禄8.2.27	和歌山→江戸	元禄8.3.12	参	上海道	3.15 参勤拜謁	「留」	
1698		<家督相続>	元禄11.4.22			綱教 襲封伝え		
1699	元禄12.5.15	和歌山←江戸	元禄12.5.2	帰	松坂経由	4.15 就封暇給	『南』	
1700	元禄13.2.27	和歌山→江戸	元禄13.3.11	参	上方・北伊勢	3.11 参府慰勞	『年』143 『南』	為隆・志摩 お供
1701	元禄14.5.25	和歌山←江戸	元禄14.5.12	帰	上方・北伊勢	———	『年』145 『南』	4.2 御台、 鶴姫訪問
1702	元禄15.(2.19)	和歌山→江戸	元禄15.3.9	参	松坂経由	3.11 参勤拜謁	『南』	
1703	元禄16.4.25	和歌山←江戸	元禄16.4.12	帰	上方・北伊勢	3.27 就封暇給	『年』148 『南』	
1704	元禄17.2.28	和歌山→江戸	元禄17.3.12	参	上方・北伊勢	3.12 参府慰勞	『南』「留」	為隆・伊達 お供
1705	宝永2.4.29	和歌山←江戸	宝永2.4.15	帰	上方・北伊勢	4.2 就封、饗	『南』「留」	為隆・岡野 お供

\*典拠史料は表1に同じ。

\*\*注(6)前稿の第10表は廃棄する。

表3 内蔵頭頼職の参勤・帰国 (改訂版)

西暦	発着年月日	移動関係	着発年月日	参帰	経由等	『徳川実紀』	典拠	備考
1696	元禄9.2.28	和歌山→江戸	元禄9.3.13	参	松坂経由	3.15 光貞 参勤拜謁	『南』	4.14 將軍 に目見
1697	元禄10.5.16	和歌山←江戸	元禄10.5.2	帰	松坂経由	4.28 光貞 暇給	『年』138 『南』「留」	光貞お伴
1698	元禄11.2.29	和歌山→江戸	元禄11.3.14頃	参	上方・北伊勢	3.15 光貞 参勤拜謁	『南』「留」	光貞お伴
1700	元禄13.9.1	和歌山←江戸	元禄13.8.18	帰	松坂経由	8.11 光貞 暇給	『年』144 『南』	光貞お伴
1701	元禄14.5.27	和歌山→江戸	元禄14.6.11	参	上方・北伊勢	6.14 参勤	『年』145 『南』「留」	
1703	元禄16.6.18	和歌山←江戸	元禄16.6.2頃	帰		6.1 暇給	『年』148	
1704	宝永元6.(下)	和歌山→江戸	宝永元7.10頃	参		7.11 参勤	『南』	
1705		<家督を相続>	宝永2.6.18			6.18 襲封仰せ		
1705	宝永2.7.28	和歌山←江戸	宝永2.7.20	帰	上方・北伊勢		『城』	

\*典拠史料は表1に同じ。

\*\*注(6)前稿の第12表は廃棄する。

内蔵頭の命を縮めたのであろう。以上の成果をまとめたのが表2・表3である。

「三」浄円院の動き―松林寺と養源寺―

『南紀徳川史』には、吉宗が將軍就任後の享保一〇年（一七二五）一二月に、浄円院の意向で祠堂金一四一六兩三步が京金御蔵に預けられ、その利子金一七〇兩・銀五分が、松江の松林寺（二〇〇兩）と広の養源寺（六六兩）の「祈祷料其外」に下された。その後金額は半減されたが、明治二年一二月以降は、徳川家の家令所から年々一二月に下付されていると記している（第一六冊七三八頁）。出典は明記されていないが、このような明治期の実態から、両寺は浄円院と関わり深いことが予測される。浄円院の動きとの関わりが始まりについて確認しておこう。

（一）松林寺の設置

松林寺（松林禪寺）秘仏の千手観音坐像光背裏には次のような墨書銘がある。<sup>(22)</sup>

「史料22」

此千手大士者安阿弥之上々作也、昔紀州根来山之中数室院有七観音、同作也、其中之一尊也、有仏縁、入洞上宗旨、伝法之沙門天旭大中之寺、仍莊嚴再興、而回向無上菩提靈驗之大士故、授紀伊之太守<sup>天納</sup>相公<sup>弟</sup>之第三子護法之大壇那松平新之助公、令守此公之武運長久・子孫繁栄、繁盛万万歳、

元禄九丙子年菊月吉祥日

天旭記（花押）

墨書をなしたのは松林寺開基の天旭大中であるが、同僧の記すところは、この千手観音坐像は昔根来山数室院にあった七観音の一つで、曹洞宗の天旭の寺を莊嚴している。この千手仏の功德を紀州藩主光貞の三男松平新之助に授け、その靈験により「公」（新之助）の武運長久・子孫繁栄を祈る、という内容である。

年代は元禄九年（一六九〇）九月である。この年三月に光貞が頼職・頼方（新之助）を伴って参府し、四月に將軍に初謁見し、同年末一二月に従四位下少將に叙任されるが、丁度その中間の時点である。天旭がこの時点で浄円院の下へ出入りしていたか否かが問題となるが、もし出入りしていたならば、光貞一行の参府とその目的を知っていた可能性がある。

この墨書銘は事実上千手観音への願文と理解される。誰の願いかと云えば、少年の域を出ない新之助（数え一三歳）が、將軍お目見え後に無事に叙任され、大名に取立られること（武運）を祈っているのは母浄円院である。この母の心願をうけて僧天旭が仏に祈願しているのである。母浄円院はかつてより知っていたであろう僧天旭<sup>(23)</sup>に祈禱を依頼した。

ところで、同寺には天旭が記した「御祈禱之札函」という記録がある。この記録には宝永二年（一七〇五）以降の祈禱に関する記録がまとめて記録されている。その内、宝永二年九月には吉宗が頼職からの家督相続承認を求めに参府するのであるが、出駕に先立つ一四日に「転読大般若經勤御祈禱」め、「其御札」を「御乗物之内」に納めたとある。天旭は吉宗・浄円院のきわめて近い位置にいて、重要な祈禱奉仕をしていることがわかる。

吉宗は参府し、一〇月六日襲封許可後、同七日に將軍に謁見し、札を述べたことが『徳川実紀』によって確認されるが、「御祈禱之札函」には「御座之間御対面、御懇意之上意」と記され、一月二八日「上エ様（中略）江御対面、御家督御相続之御札御祝儀御勤」と記されている。『徳川実紀』には「襲封を謝せられ」云々とあり、符合する。また「十二月七日從浄円院様右之儀為セニ御知ラ」とあり、家督相続の様子は、すぐに（一〇日後）浄円院を通じて詳細に和歌山の天旭の耳に入っていた。

松林寺の開基に関して、同記録には、「同年三月十日、從浄円院様河合善休江、東松江屋敷地奉上為御悦卜御祝儀ニ金子百両被レ下、善休拝受ス」とあり、また「同年卯月晦日、從浄円院以宮中ノ島村松林庵奉指上者、為御祝儀金

拾五兩被下、持主拝受ス」とある。この記事の意味するところは、宝永三年三月一〇日に浄円院から河合善休へ、東松江の同人屋敷地の提供に對する祝儀(代金)一〇〇兩が渡され、また四月晦日には宮郷中島村にあった松林庵の寺号を金一五兩で買い取ったことであろう。つまり、宝永三年三、四月に浄円院の意志によって東松江村に新しく松林寺が誕生する準備が行われたと理解される。

また現在同寺(移転して和歌山市上野)で勤行に使用されている大鑿には、その縁に刻印銘が確認される。

〔史料23〕

(右廻り)奉寄進 紀州海士郡東松江村梅岑山松林禪寺 願主和歌山鳴孫左衛門宗胤

(左廻り)宝永丙戌年九月吉日 堀川住筑後大掾常味作

これによれば、この大鑿は宝永三年(一七〇六)丙戌九月に京都堀川住の職人が作り、和歌山の鳴孫左衛門(不詳)によって松林寺に奉納されたことがわかる。おそらく堂宇が建立された際の奉納であろう。吉宗が藩主となったことを記念して、祈禱で貢献した天旭に浄円院・吉宗が寺を寄進した。

このように東松江村に寺地・堂宇が整備されたが、「宝永七庚寅年六月廿七日、中納言〔吉宗〕様松林寺江御入」というように、吉宗は帰国後初めて参詣した。また「同年九月廿日ニ、浄円院様松林寺江御参詣也」とあるが、浄円院は和歌山に居り、参詣は初めてではないであろう。

元禄九年(一九九六)の千手観音坐像祈願から宝永三年(一七〇六)寺地設置まで約一〇年が経過している。その間、種々の祈禱、祈願を担ったと推測されるが、当初の新之助武運祈願が家督相続という形で実現したことにより、浄円院の天旭への信頼はきわめて深くなったであろう。天旭はその後浄円院の下へ通い、吉宗家族の祈禱を恒例的に勤めている。

『南紀徳川史』(第一六冊)では、古老の談として、湊祇園<sup>24</sup>の住職僧が、立寄った吉宗の「御人相を奉感、天下御

相続に相違無御座旨申上候」とし、その通りとなったので松林寺を建立し、そこへ移ったと伝えている(七三八頁)。  
また「一説」として、「松林寺の開祖は人相を見て前途を預言する<sup>①</sup>」。吉宗が「寺辺御遊歩の折から」、開祖僧(天旭)が吉宗の顔を見て、「近き内高位に登らせ給ふ事御顔容に顯れ候」といい、すぐ後に吉宗は藩主となり、さらに將軍となったので、「寺御建立、四町四方の場所」を賜ったとの内容を紹介している(同前)。しかしこの古老談や「一説」は、松林寺建立の重要な契機となった右の祈願や浄円院については一切触れておらず、後に付会されたもので、歴史事実としては間違いであろう。当時の祈禱や祈願をありのままに見るべきであらう。

浄円院は吉宗が將軍となった三年後の享保三年(一七一八)に江戸城に移るが、和歌山を離れるに当たり、次の直状を残し、毎年一〇〇両支給を約束し、公方(吉宗)・長福・小次郎の定例祈禱を依頼した。

〔史料24〕(松林寺文書「御祈禱之札函」所載)

浄円院様方御手印被下候記写

一、金<sup>御</sup>百両、右者公方様長福様・小次郎様年中為ニ御祈禱料ニ毎年極月ニ遣シ候、例年之通り御祈禱被<sup>レ</sup>勤メ、卷数ス正五九月、薬込頭<sup>ラ</sup>迄可<sup>レ</sup>被<sup>ニ</sup>差越<sup>一</sup>候、右之御祈禱料茂薬込頭方遣シ申答ニ候間、左様ニ可被心得候、右者永永遣申候、以上、

戊四月

浄円院 御印

松林寺エ

以上のように、浄円院は吉宗の少年期、母として子どももの無事・成功を願ひ、縁のあった僧(曹洞宗)に祈禱を頼んだことがきっかけとなって松林寺の祈禱が発展した。

(二)養源寺の設置と大黒天信仰

ついで広の養源寺について見ておこう。まず三浦家文書「年中日記」正徳五年四月二八日(a)、五月一日(b)の



記事から見てゆこう。

〔史料25〕

a 一浄円院様今朝和歌御宮江御参詣、出鳴<sup>5</sup>塩津江御渡海被成候、今晚者椒御殿ニ御宿、明日養源寺へ御参詣、

又椒ニ御止宿、晦日御帰被成候筈、

b 一浄円院様昨夕椒<sup>5</sup>御帰り被成候ニ付、四時出宅、御下屋敷へ罷出、伺御機嫌、且又江戸仲間<sup>5</sup>頃日申越候御

内証目出度御事の御歎をも無急度申上候処、御二番目様の御事ニ付、急度ハ不被仰聞候、(以下略)

四月二八日浄円院は和歌東照宮へ参詣後、同所の出鳴から海上を塩津へ渡り、その日は椒に宿泊し、翌二九日陸路、広の養源寺へ参詣した。その日も椒に泊まった(a)。ちなみに椒には徳川家の別荘があった。

bは五月一日の記事であるが、浄円院は三〇日に帰宅した。家老三浦為隆は浄円院の下屋敷への帰りを心待ちしていたことを示している。何故待っていたかというところからである。四月二四日の「年中日記」記事に「殿様御側ニ而被召仕候女中懐胎を言わねばならないと考えていたからである。四月二四日の「年中日記」記事に「殿様御側ニ而被召仕候女中懐胎之人有之、当月被着帯筈之由」、江戸で富松喜兵衛が為隆の仲間へ「内証」で伝えたとあり、和歌山の為隆も懐胎を知った。この着帯は「江戸御内証懐胎之女中、先月廿九日被着帯候由」(五月七日)とあり、着帯日は丁度浄円院が養源寺へ参詣した日である。浄円院は当然ながら、為隆よりも早く江戸から第二子懐胎の情報を聞いていた。

「当月被着帯筈」という情報を聞いた浄円院は、四月二七日「浄円院様明日椒へ御越ニ付今夕使者上候」と記録されており、前日の夕方頃に三浦為隆に椒宿泊を知らせた。しかし(懐妊の件は内証扱いでもあり)安産祈願とは告げなかったように思われる。告げられたとしても三浦為隆は、なぜ養源寺か理解できなかったであろう。

第一子長福の懐胎着帯の時の対応は記録にないが、第二番目の孫誕生に際して、家老三浦為隆に目的も知らせず養源寺へ参詣したのは、浄円院と養源寺の関係がきわめて私的で、半ば非公開的なことであったによるのであろう。

この点は浄円院の出自に関わる問題でもある。すなわち浄円院の母が男女二人の子供を連れて京都から和歌山にたどり着き、母の病気で行き倒れ、城下大立寺の世話になり、さらに熊野への巡礼途中、養源寺で再び行き倒れた。熊野詣での帰路同寺に立寄り、紀州に留まる決断をしたとの伝承がある。その時の少女が浄円院であると判断される。<sup>25</sup> 養源寺は浄円院にとってかけがいのない存在であり、吉宗家族の繁栄を祖母(浄円院)がこの寺に祈願するのは当然の成り行きである。

同寺には寺宝として「大黒天」(画像、日蓮の讚)が伝わるが、その由来として「二百年許以前、肥後国の廻船難風に逢ひて殆覆らんとせし時、舟中に此像を持てる者ありて、一心に祈念せしに、難なく広浦に着しぬ。水主等当寺に來りて此事を語り、大黒天の此地に留らんとする意ある故ならんとて、当寺に納むといふ。」と記されている。<sup>26</sup> 「大黒天の此地に留らんとする意」は浄円院の母の意、大黒天は浄円院ら親子三人、海難は三人の巡礼の旅をアナロジーさせたものではなからうか。

大黒天の由来についてはさておくとして、いずれにしても浄円院の出自に巡礼説を前提にしないと、養源寺への参詣、着帯祈願、同寺への信仰、思い入れは理解できないであろう。なお、同寺の記録「検束帳」に「当寺へ両度迄被為成、右大黒天御拝見被為遊」とあるが、『紀伊国名所図会』には「御潜藩の日、宝永四年此像を御覽あり、翌年御実母浄円院夫人も御覽ありて、更に変装を加え給ひ」と記されている。表1のように宝永四年(一七〇七)は参勤中で、紀州には在国していない。宝永七年に帰国するが、どこかの段階で「七」を「四」と誤解した可能性がある。浄円院は吉宗よりも先に宝永五年に参詣しており、母の動きが注目される。

吉宗は宝永七年(一七一〇)五月、同八年(正徳元、一七一一)二月、正徳二年(一七二二)四月、十一月に帰国している。同寺「検束帳」には「正徳卯年広村御殿跡五捨間四方程之所不残寺地ニ被下置候」、また「寛徳院様御殿不残江戸表舟ニて御積廻被遊、右拝領地へ本堂并御成座敷其外諸宇共御建立被遊被下候」と記されている。おそらく

先の参詣後、翌年宝永八年正月～二月に再度参詣があつて、その時に広御殿の空地を養源寺に寄進したと推測される。正徳元年の改元は四月であるが、寺の言い伝えはややのちに記されたもので、宝永八年を正徳元年と認識し、記録したものであろう。

注目されるのは、吉宗が紀州へ出駕した宝永七年四月の一月後、正室眞之宮理子(寛徳院)は五月二日に流産し、六月四日に亡くなっていることである。吉宗が翌年正月～二月に養源寺へ参詣したのは、これを紀州で用うたためであろう。吉宗にとつても養源寺は心の支えとなる特別の寺であつた。この時、寛徳院追善のため養源寺建立を思い立ち、決断したのではないかと推測される。ただし、一周忌の法要が六月四日江戸で執り行われているから、<sup>(28)</sup>具体的な着手はそれ以降であろう。寛徳院御殿の資材は翌正徳二年一二月に江戸作事所で荷造りされ、船二艘で海路紀州に運ばれた。<sup>(29)</sup>

帰国年正徳二年に養源寺普請(石垣・地平シ)は進捗し、同年吉宗が江戸参勤に出発した約一年後、移築の様子を、養源寺は江戸詰め重臣の富松喜兵衛に手紙を出し、報告した。それに対する返書<sup>(30)</sup>が次の史料である。

〔史料26〕 富松喜兵衛重基書状

御札令拜見候、如来意、殿様・長福様益御機嫌能被為成御座、恐悦御同前之御事候、於其御地浄円院様益御安  
全被為成御座、奉恐悦候、然者此度、從浄円院様養源寺御建立被仰付、本堂并諸宇結構出来、忝との御事御尤  
存候、弥御繁昌之御祈祷可被成と目出度奉存候、猶重而可申達候、恐惶謹言、

十二月廿九日

富松喜兵衛重基(花押)

養源寺様 御報

この返書では、江戸の吉宗と長福の無事の様子を知らせ、和歌山にいる浄円院の安全を歎び、その上で養源寺建築の様子を確認している。建築は「結構出来」とのことである。この年代は本堂が「結構出来」とあり、遡って資

材搬送が正徳二年十二月であるから正徳三年と考えられる<sup>91</sup>。ただし、その二カ月前の正徳三年一〇月二七日に側室で長福実母「すま」が亡くなっており「百ヶ日迄之御法事」（『年中日記』一〇月二七日）が行われていた。実際は、吉宗も長福も「益御機嫌能」という状況ではなかったであろう。

以上のように、松林寺は宝永三年（一七〇六）に寺地整備、堂宇建立がなされ、養源寺では正徳三年（一七一三）頃に諸堂宇が建立された。前者は吉宗の無事成長、成功を祈願する母の心願がきっかけとなり、後者は家族の救済、追善がきっかけとなって整備、建立された。いずれも浄円院の意向が直接反映している。後者の目的が明示されなかったのは、浄円院の出自を公的に示すことができないという制約の結果であろう。

ちなみに近世中期に展開した出世大黒天信仰は、以上のような経過とは別に展開したものである。しかし、全く違う形となった伝承・信仰にも、本来の経過がそれとなく反映しており、事実が隠されていたとみられる。この事実を取り出すのが史料批判をともなった歴史研究である。

#### おわりに

本稿は、紀州吉宗を研究する中で生じた、『南紀徳川史』歴史像の批判であり、その限界を超えるため、他の史料を駆使し、突き合わせ、事実整合性に留意し、その総合化によって、『南紀徳川史』と異なった事実を発見し、新しい歴史像を構成するという試みである。

「一」では、これまで『南紀徳川史』によつては不明であった吉宗の越前知行の成立過程を、三浦家文書「年中日記」の記事を丹念に追いかけて、拾い上げるることによつて解明した。

「二」では、吉宗の参勤と帰国の日程・行路ついて主として信達宿本陣角谷家文書に含まれる新発見の「往来御

用留書」の記事により、また既刊『城下町警察日記』（牢番頭家文書）のリアルタイムな記録、さらに周知の史料『徳川実紀』などによって、詳細な日程に関する事実の更新、精緻化を行うことができた。何よりも元禄一四年、正徳四年・同五年の参勤交代が架空で、あることが判明した。『南紀徳川史』を頭から信用すると大やけどを負うことになる。元禄一四年の参勤の有無は、吉宗の屋敷地（「伝法御屋敷」）がいつから、その地かという問題と密接にかかわっており、今回帰国なしが解明されたことで、屋敷地は元禄一二年参勤時より藩主になるまで、一貫して伝法橋の西南であったといえる。また正徳四年・同五年の帰国・参勤がなかったことが判明したが、吉宗は家継將軍時代ずっと江戸に滞在したのである。このことは吉宗將軍誕生の政治過程と関わるであろう。

なお、綱教・頼職時代についても言及したが、綱教の頃から上方街道通行が主流となっていることが前稿に比べより一層明らかとなった。

「三」では、松林寺と養源寺は吉宗の家督相続をきっかけにして設置された新興寺院であるが、母淨円院が深くかかわっていた。前者は少年新之助（吉宗）を氣遣う母の心願、祈祷、後者は母幼少時、巡礼時の功德、また正室の追善等の仏縁がきっかけとなっていることを解明した。

以上のように『南紀徳川史』等の伝承、流布している史料にとどまらず、「年中日記」等の関連史料を用いて全体像を描くことが重要であることが示せたであろう。これを以て表題の課題に迫る責をふせぎたい。

注

(1) 和歌山大学紀州経済史文化史研究所所蔵。和歌山県指定文化財。筆者校訂「紀州藩家老三浦家文書目録」（『紀州経済史文化史研究所紀要』第四号、一九八四年）参照のこと。

(2) 本論文では名著出版発行『南紀徳川史』（一九七〇年刊）一七巻本を用いる。

- (3) 拙稿「紀州時代の吉宗・頼職関係史料」「紀州藩家老三浦家文書と吉宗」(『紀州経済史文化史研究所紀要』第一五号、一九九五年、後者は柏原卓と共著)、拙稿「史料からみた吉宗の成長史」(『和歌山地方史研究』二八、一九九五年)
- (4) 三尾功「紀州と徳川吉宗―その虚像と実像―」(『和歌山市立博物館等編』将軍吉宗とその時代展、一九九五年)をはじめ、廣本満「徳川吉宗の農政」、遊佐教寛「吉宗の藩政と享保改革」、岩崎竹彦「虚構の中の吉宗」(いずれも和歌山県立博物館編『八代将軍吉宗と紀州徳川家』所収)、一九九五年二月和歌山地方史研究会「シンポジウム―歴史学からみた吉宗の実像―」の報告および小山誉城「徳川吉宗の母淨円院について」(『和歌山地方史研究』28、一九九五年七月)、前田正明「越前国紀州藩領の支配と吉宗の名君伝承」(『和歌山県立博物館紀要』創刊号、一九九六年)等。
- (5) 一般市民の歴史知識では、フィクションの内容が歴史事実かの如く通用する傾向があるが、大河ドラマより二二年後にあたる今年の歴史展示(例えば「わかやま歴史館」フロアー展示パネル)においてもこの誤りが正されていない。その他、研究の不十分さによる誤伝・誤謬が多数存在する。そこで、筆者は最近『紀州藩主 徳川吉宗』(吉川弘文館、歴史文化ライブラリー、二〇一六年二月一日刊)を執筆し、多くの誤りを正したが、史料に基づいた議論を提示するために本論文を執筆した。これらの課題の内「伝法御屋敷」問題については「紀州吉宗の御座所と御屋敷」(『和歌山地方史研究』第七八号に掲載)で、『南紀徳川史』の記事の誤り(著者堀内信の解釈の誤り)を詳細に検討し、正した。
- (6) 拙稿「紀伊徳川家の参勤路・江戸通行路―川俣街道から上方街道へ―」(『紀州経済史文化史研究所紀要』第三六号、二〇一五年二月)
- (7) 泉南市信達市場、元信達宿本陣家角谷隆氏所蔵。
- (8) このことが将軍綱吉謁見時に吉宗は劣等扱いであったとの架空のエピソードを、事実かのごとく錯覚させるのかもしれない。
- (9) 前掲注(6) 拙稿第10表・第12表・第13表。
- (10) 角谷家文書4-219。この冊子には、頼職・吉宗に随行した者の名前が記されている。内蔵頭には、「御守」<sup>(坂部)</sup>酒辺惣太夫、「御用達衆」

三橋森右衛門・杉浦弥五左衛門・平井藤左衛門・河面才次郎、「御関札御持衆」黒田茂八・森弥太夫。主税頭には、「御守」宮地権右衛門、「御用達衆」石橋権之丞・淡沢茂左衛門(補)・鈴木又兵衛・中嶋次郎左衛門・井沢権兵衛、「御関札御持衆」北村兵吉。なお、この冊子の内蔵頭「御守」の箇所には久世弥三右衛門・長坂儀兵衛の名が、また主税頭の「御守」の箇所には高井五左衛門・豊島半之丞の名が、何れも後に書き加えられている。また河面才次郎の「面」は、当初は「野」と記され、跡から修正追記されている。当初記された名前が元禄十一年の記載と推測される。さらに例えば宮地権右衛門の頭の箇所に「寺町朝鮮橋(敬也)」というようにその屋敷の所在地が書きこまれている。この冊子は本陣宿関係者が、内蔵頭らの休憩の準備について打ち合わせるため、和歌山に足を運んで内蔵頭や主税頭の「御守」(家老)屋敷を探していたことを示している。

- (11) 角谷家文書5-005。横帳。綱教の頃から上方街道を通行することが多くなり、近在の村方からも多くの馬を徴発せざるを得なくなつた。この負担に対する幕府の援助を求め、元禄一五年(一七〇二)に訴願した。この訴願に伴って以前の記録を転写し、編集したものの。その帳の内「松平主税頭様江戸ニ御越被為遊候、段々御休之目録前」という項目には「元禄十一寅二月十九日江戸へ初而御越被為成候」とあり、日付が二月十九日となっている。これは帳面作成の元禄一五年からすると四年前の出来事であり、元の記録から転写時に生じたミスであろう。本帳面には時々誤りもある。

(12) 翌々年内蔵頭が同道した時は、暇後七日経過して発駕している(後述)。

(13) 前掲注(6)先稿では写真を掲載した。

(14) 前掲注(6)先稿ではこのまま従ったが誤りであり、さらなる誤りにつながった。

(15) 前掲注(6)先稿第13表では同年五月に江戸発、六月七日頃に和歌山着、湊御屋敷に入居したと解釈したが、六月七日に湊御屋敷に入居しようとしたのは在国の藩主綱教であり、先ずこの点の解釈の誤りがあった。この根拠が崩れたのであるから、六月七日頃帰国の根拠もなくなった。

(16) 『南紀徳川史』四七一頁(光貞)・五二二頁(吉宗)に宮崎家旧記出典の同文の記事がある。

(17) 関西学院大学図書館所蔵紀州藩牢番頭家文書の内、主に一八世紀前半期の「御用控帳」類を活字化した刊本。紀州藩牢番頭家文書編 纂会編、二〇〇三年、清文堂出版刊

(18) 和歌山市上野の松林寺(松林禪寺)所蔵文書。同寺は江戸期は城下北西の海部郡松江村にあった。後掲注(23)参照のこと。

(19) 家宣が死去した時吉宗は在国しており、將軍継承問題の議論に参加できなかったという経験があり、これが関係しているのではなからうか。

(20) 史料の「(以下略)」には「紀州政治草」「紀州政治鏡」を世子に手渡した旨の記事がある。この二書は後世の擬書であるが、編者堀内は立場上、二書を否定することができず、かつ正徳五年日光参拝の事実との整合性を図るため、吉宗の正徳四年在国という誤謬、混乱に陥った。

(21) 元禄四年三月二六日任官。『徳川諸家系譜 第二』一三九頁。

(22) 同寺所蔵の写真を見せていただき、解読した。岩崎竹彦氏が既に「虚構の中の吉宗―出生前後にまつわる伝承の民俗性について―」(『八代將軍吉宗と紀州徳川家』一九九五年)において紹介しているが、一部年号に誤りがあり、本稿で訂正した。

(23) 『紀伊続風土記』東松江村松林寺の箇所には曹洞宗林泉寺第四世と記されている。

(24) 湊地区に祇園を名乗る寺が存在したか否かは不詳である。

(25) 前掲注(4)の小山誉城論文、岩崎竹彦論文。

(26) 『紀伊国名所図会後編』巻之四(東洋書院『紀伊名所図会』三巻五四二頁)

(27) 同前『紀伊名所図会』三巻五四二頁、なお「検束帳」に「宝永五子年浄円院様にも右大黒天御拝見被遊、表具鹿々ニ而御座候而、御表具被仰付、巨勢十左衛門殿承りにて幅三尺・長ヶ五尺之御表具、尤御紋附にて被為下置候」とある。浄円院が弟(吉宗伯父)に表具を指示しているが、これも浄円院家族と養源寺の特別な関係を暗示している。

(28) 「正徳元年(一七一)徳川吉宗書状について」『紀州経済史文化史研究所紀要』第三五号、二〇一四年。



(29) 辰(正徳三年)十二月御作事所「青山新組切組送り状」(但し巳四月広村養源寺写し、養源寺所藏文書)。和歌山県有田郡広川町広の養源寺。同寺には約一〇〇メートル四方の寺敷地が現在もある。

(30) 養源寺所藏文書。この書状は寺宝として丁寧に表示され保管されている。

(31) 『將軍吉宗とその時代展』六〇頁の推定と一致する。

(32) 「伝法御屋敷」については前唱注(5)拙稿参照のこと。

〈付記〉

史料の閲覽、利用について快諾いただいた和歌山市上野の松林寺補陀寛之氏、有田郡広川町広の養源寺守法秀聡氏、大阪府泉南市角谷隆氏に対し、記して心から謝意を表します。

〈付記二〉

本論文執筆完了よりわずかに先に拙著『紀州藩主徳川吉宗明君伝説・宝永地震・隠密御用』(吉川弦文館歴史文化ライブラリー、二〇一六年十二月一日刊)を脱稿した。本論文で取り扱った新出史料を一部利用した。

